



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年11月20日火曜日 第3029号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（障がい福祉課）... 990
 指定自立支援医療機関の辞退.....（ " ）... 990
 農用地利用配分計画の認可申請.....（農政課農地・担い手対策室）... 991
 義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....（水産課）... 991
 公共測量の実施の通知.....（道路維持課）... 991
 道路の区域変更（県道上尾峠久万線）.....（中予地方局管理課）... 991
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 992
 道路の供用開始（県道久米垣生線）.....（ " ）... 992
 道路の区域変更（県道美川松山線）.....（中予地方局久万高原土木事務所）... 992
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 992
 道路の区域変更（県道久良城辺線）.....（南予地方局愛南土木事務所）... 993
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 993
 道路の供用開始（県道長月城辺線）.....（ " ）... 993

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....（選挙管理委員会）... 993
 不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....（ " ）... 994

告 示

○愛媛県告示第1095号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成30年11月20日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
社会福祉法人 恩賜財団 済生会西条病院	西条市朔日市269 - 1	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	口腔外科に関する医療（育成医療・更生医療）	平成30年11月1日
喜多医師会病院	大洲市東大洲1563番地1	一般社団法人喜多医師会	心臓脈管外科に関する医療（更生医療）	平成30年7月15日

○愛媛県告示第1096号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成30年11月20日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
レデイ薬局 中萩店	新居浜市本郷三丁目5番15号	株式会社レデイ薬局	薬局（育成医療・更生医療）	平成30年11月3日

○愛媛県告示第1097号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定

自立支援医療機関の辞退の申出があった。

平成30年11月20日

愛媛県知事 中村時広

名 称	辞退年月日
愛媛大学医学部附属病院 (口腔外科に関する医療)	平成30年11月30日

○愛媛県告示第1098号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成30年11月20日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積(㎡)
農事組合法人 いのべにし	愛媛県西予市	愛媛県西予市宇和町 伊延西1228番1ほか 316筆	208,469

○愛媛県告示第1099号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成30年11月20日

愛媛県知事 中村時広

1 届出事項

(南予地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
南宇和郡愛南町御荘菊川2365 有限会社 向田水産 代表取締役 向田和広	南宇和郡愛南町御荘平山898 稲田圭一	南宇和郡愛南町御荘平山922 西村章	御 荘	愛南漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成30年11月20日から12月4日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

南予地方局管内の加入区	南予地方局産業経済部愛南水産課
-------------	-----------------

○愛媛県告示第1100号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、四国技術事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年11月20日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(道路基盤地図データ作成)
- 2 作業期間 平成30年11月21日から
平成31年2月28日まで
- 3 作業地域 愛媛県の一部

○愛媛県告示第1101号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	上尾峠久万線	伊予郡砥部町満穂589番3から 同町満穂604番1まで	旧	メートル 9.5~28.0	キロメートル 0.306	
			新	17.3~67.3	0.306	

○愛媛県告示第1102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上尾峠久万線	伊予郡砥部町満穂589番3から 同町満穂604番1まで	平成30年11月20日

○愛媛県告示第1103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久米垣生線	松山市保免上2丁目310番4から 同市保免中3丁目314番6地先まで	平成30年11月20日

○愛媛県告示第1104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町菅生1番耕地516番地先から 同町菅生1番耕地515番1地先まで	旧	メートル 4.3~15.8	キロメートル 0.062	
		上浮穴郡久万高原町菅生1番耕地516番地先から 同町菅生1番耕地515番8まで	新	4.6~33.7	0.041	

○愛媛県告示第1105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町菅生1番耕地516番地先から 同町菅生1番耕地515番8まで	平成30年11月20日

○愛媛県告示第1106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久良城辺線	南宇和郡愛南町久良4433番1地先から 同町久良4433番3まで	旧	メートル 2.8~18.6	キロメートル 0.045	
		南宇和郡愛南町久良4433番4	新	2.8~18.6	0.045	

○愛媛県告示第1107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久良城辺線	南宇和郡愛南町久良4433番4	平成30年11月20日

○愛媛県告示第1108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長月城辺線	南宇和郡愛南町御荘長月1657番3から 同町御荘長月1636番地先まで	平成30年11月20日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成30年11月20日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大 塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき

選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,170,366
 - (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,408
 - (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 246,296
- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊 予 郡	43,854	14,618
南 宇 和 郡	19,141	6,381
松山市・上浮穴郡	437,945	139,658
今治市・越智郡	141,239	47,080
宇和島市・北宇和郡	78,373	26,125

八幡浜市・西宇和郡	38,145	12,715
新 居 浜 市	100,630	33,544
西 条 市	92,006	30,669
大洲市・喜多郡	51,798	17,266
伊 予 市	31,567	10,523
四 国 中 央 市	74,318	24,773
西 予 市	33,151	11,051
東 温 市	28,199	9,400

○愛媛県選挙管理委員会告示第72号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成30年11月20日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1・2 省略				1・2 省略			
3 老人ホーム				3 老人ホーム			
名 称	種 類	所 在 地	指定年月日	名 称	種 類	所 在 地	指定年月日
省略				省略			
				広見広楽荘	養護老人 ホーム	北宇和郡鬼北町大字 近永496	昭和45年12月 31日
省略				省略			
特別養護老人ホームひろみ奈良の里	省略			特別養護老人ホームひろみ奈良の里	省略		
きほく優愛の里	養護老人 ホーム	北宇和郡鬼北町大字 近永455-10	平成30年11月 8日				
省略				省略			
4・5 省略				4・5 省略			